

丸亀お城村実行委員会 会則

第1章 総則

〔名称〕

第1条 この会は丸亀お城村実行委員会と称す。

〔事務局〕

第2条 この会の事務局は、丸亀市一番町 亀山公園内(丸亀城内)からめて林に置く。

〔目的〕

第3条 この会は、丸亀お城まつりの協賛行事の一環として、丸亀城内を利用し、祭りを盛り上げ、市民の交流促進及び、丸亀城や丸亀市の魅力の発掘、発信を目的とする。

〔事業〕

第4条 前条の目的達成のため、丸亀城内を利用した次の事業を行う。

- (ア) 広報、広告活動
- (イ) 模擬店
- (ウ) 文化・芸能活動の発表
- (エ) その他

〔実行委員会〕

第5条 実行委員会は、次のものにより構成する。

- (ア) 会員団体およびその団体を組織する個人
- (イ) この会に賛同し、理解と協力をいただける市民

〔入会〕

第6条 (資格) 丸亀お城村の趣旨に賛同し、公共性を実行委員会で認められた市民及び団体。

(申し込み) 入会を希望する市民及び団体は、2名以上の役員、若しくは役員所属団体の推薦を得て、所定の申込書及び、誓約書を実行委員会に提出しなければならない。

(推薦者)推薦者は、被推薦者の各種事業等への義務履行について、入会時から1年間保障する。

(審査)入会は、役員会の承認を得て実行委員長が決定する。

[義 務]

第7条 会員は公序良俗にのっとり、会の目的に即した活動を行う。また、実行委員会で承認された費用、出席等の義務を守らなければならない。

1. 会議をやむなく欠席または代理の場合は、事務局へ申し出なければならない。

[除 名]

第8条 この規約に違反した個人、団体はその年の参加を取り消すことができる。また、他団体及び来客に迷惑をかけた個人、団体、及び個人の所属する団体、実行委員会の指示や規約を遵守しない個人や団体は、役員会の議決を経て除名する。除名者の復帰は3年間認めない。以後は新規入会を妨げない。

[実行委員会役員]

第9条 実行委員会役員会は、次のものにより構成される。

- (ア) 実行委員長
- (イ) 直前実行委員長
- (ウ) 副実行委員長
- (エ) 各委員会 正副委員長
- (オ) 各部会 正副部会長
- (カ) 事務局長及び事務局次長
- (キ) 財務局長
- (ク) 監査
- (ケ) アドバイザー
- (コ) その他、実行委員長が依頼する実行委員

[実行委員会の任期]

第10条 実行委員の任期は、第1回実行委員会よりお城村に関するすべてが終了するまでとする。

〔 実行委員長の選任 〕

第 11 条 実行委員長は次期実行委員長を選任し、役員会の承認を得る。

〔 実行委員会役員を選任 〕

第 12 条 実行委員会役員は、実行委員の中で選任し、実行委員会の承認を得る。

〔 部会の構成 〕

第 13 条 部会はエリアや出店の性格で分類、構成される。

〔 職 務 〕

第 14 条 ①実行委員長はこの会を代表し、すべての会務を総括する。

②副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長事故ある時は職務を代行する。

③総務委員長・広報委員長はテント・机・椅子等の管理、広告業務、活動を掌り、この調整にあたる。

④企画委員長は、お城村内のイベント、企画を掌る。

⑤部会長は、それぞれの部会を代表し、部会会議を招集し会務を総括する。

⑥事務局長は実行委員長を補佐し、会務を処理する。

⑦財務局長は会計を掌り、この調整にあたる。

⑧監査は、本実行委員会を監査する。

⑨アドバイザーは、適切なアドバイスをし、指導調整を行う。

〔 村 長 〕

第 15 条 実行委員長は、丸亀市在住もしくは、丸亀市に深い縁故のある人で、地域社会の発展に貢献している人を村長として選任する。

〔 おしろ小町 〕

第 16 条 実行委員会は、お城村の宣伝・活性化のため、おしろ小町を選出することができる。

〔 実行委員会役員会(スタッフ会) 〕

第 17 条 役員会は、実行委員長の要請で開催し、この会の規約・運営・企画・予算他に関するあらゆる事を、決議する。

〔 定 足 数 〕

第 18 条 会議の定足数は構成人員の2分の1以上とし、その議決は出席者の過半数による。

〔運営規定〕

第 19 条 細目に際しては、各種運営規定を作成し、役員会の承認を得る。

〔 罰 則 規 定 〕

第 20 条 参加者は、すべて実行委員会の指示に従うこと。この規約・運営規定に違反した者は、祭りの開催中にかかわらず、役員会の決議をへて直ちに撤去を命ずることができる。

第 2 章 会 計

〔 収 入 〕

第 21 条 収入は、次の通りとする。

- (ア) 店舗出店料
- (イ) 広告看板料
- (ウ) 助成金、協賛金等寄付金
- (エ) 実行委員会の主催する催し物
- (オ) その他の収入

〔 会 計 年 度 〕

第 22 条 会計年度は、その年の準備期間からお城村に関するすべてが終了するまでの期間とする。

〔 附 則 〕

第 23 条 本会則は平成 28 年 1 月 25 日より施行する。

店舗に関する規定

〔 販 売 〕

第 1 条 販売員・世話人は、出店・展示する、人・団体で行うこと。

- (ア) 店舗内の損傷、盗難、事故等について実行委員会は一切の責任を負わない。
- (イ) 販売品・展示品・その他一部制約をうける品物は、販売・出店できない。
- (ウ) 販売する商品の前売り券及びそれに類するものの発行、販売は禁止する。
- (エ) 城内での食べ物の販売は、たべもの部会と十分に打ち合せを行わなければならない。重なる品目については販売することができない。
- (オ) 販売員・世話人は、お城村の主旨を充分理解し、実行委員会の指示に従わなければならない。

〔 店 舗 の 配 置 〕

第 2 条 配置の割り当て等は、各広場部会において決定する。但し、販売・展示内容その他を変更する場合は、その出店展示する各広場部会で協議し、部会長を通じ役員会の承認を得る。

〔 火 気 の 使 用 〕

第 3 条 火気の使用を行おうとする者は、所轄消防署の指示・指導に従い、自身の管理責任において使用すること。

- (ア) ガスボンベは火気より2メートル以上離し、転倒防止処置を行うこと。
- (イ) 火気を使用中はその場を離れないこと。
- (ウ) 取扱い方法を理解し、誤った使用をしないこと。

〔 消 火 器 の 設 置 〕

第 4 条 火気の使用を行おうとする者は、消火器を設置しなければならない。消火器は、出店・展示する、人・団体で用意し、所定の場所へ設置する。

〔 附 則 〕

第 5 条 本規定は平成 29 年 1 月 25 日より施行する。

車両運行に関する規定

〔 車両での搬入・搬出 〕

第 1 条 搬入・搬出の為、城内に車両で入場を行なおうとする者は、実行委員会に車両通行許可証の申請を行われなければならない。実行委員会が許可し車両通行許可証を発行した車両のみ搬入・搬出の為、城内に入場することが出来る。

(ア) 城内の運行に関しては、城内通行規則を厳守すること。違反車両に関しては、違反者及び違反者の出店団体は次回からは車両通行許可証を発行しない。

(イ) 出入り口の警備員の許可を得、指示に従うこと。

(ウ) 車両通行許可証の取り扱いについては実行委員会にて決定する。

(エ) 城内閉村時における販売品・展示品・陳列台などの搬入・搬出の際は、人と車の出入りを充分確認しながら徐行すること。万が一事故が発生した際、実行委員会はこの責任を負わない。

(オ) 販売品・展示品・陳列台等の積みおろしは速やかに行い、終了と同時に車両を退場させること。

〔 駐車場 〕

第 2 条 駐車場はお城まつり協賛会が指定する駐車場に限る。それ以外の場所への駐車は厳禁する。

なお、お城周辺の路上は、すべて駐車禁止となるので駐車しないこと。

〔 運 行 〕

第 3 条 城内は 10 km/h 以下の徐行とする。

(ア) 城内は左回り(反時計回り)一方通行とする。

(イ) 通行許可証に記載されている許可時間は厳守すること。

〔 入 場 〕

第 4 条 実行委員会の城内放送があり、各団体の責任者から連絡があるまでは入場してはならない。

① 搬出時間前に入口に並ぶようなことは厳禁とする。

〔 掲 示 〕

第 5 条 通行許可証は必ず車のダッシュボード等、見えやすい場所に掲示すること。掲示していない場合は入場できない。

〔 部所別入退場 〕

第 6 条 丸亀城内西側の会場における関係者の出入は以下の通りとする。

- ① 第一食べ物の出店者は西門から入場し、西門より出ることとする。
- ② その他出店者は南門から入場し、西門より出ることとする。

〔 交通整理係 〕

第 7 条 各部会より交通整理係を二人以上出すこととする。

〔 分 類 〕

第 8 条 実行委員会の発行した通行許可証の種類に従い、無許可の車両の入場は厳禁とする。

〔 指 示 〕

第 9 条 当日の運行については、いかなる場合でも実行委員会の指示に従うこと。

〔 免 責 〕

第 10 条 城内における事故については、実行委員会は一切の責任を負わない。

〔 厳罰化 〕

第 11 条 車両の規則違反は大変危険であり、最も甚大な被害が予想される。違反者・団体には役員会の決議を経て、当該団体に対し即時除名退場など、厳しく対応することとする。

〔 附 則 〕

第 12 条 本規定は平成 29 年 1 月 25 日より施行する。

第 12 条 本規定は令和 3 年 1 月 14 日より施行する。